平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件

陳　述　書

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

２００９年５月　　日

控訴人　　松　田　浩　二　㊞

原判決全文を読んで、私は、私たち控訴人ら（一審原告ら）の請求が認められなかったことに対する無念さよりも、それをはるかに通り越して、「これでいいのか裁判所は？」という心配と、言いようのない不安に心が突き上げられました。原審における被告国の主張、被告京都市の主張、そして原判決の内容、これら三つを並べたときに、なんのことはない、一番ひどいのが原判決だったのです。たとえて言うならば、私たちは初めから６つの面すべてに「棄却」と書かれたサイコロを振っていたようなものです。裁判所をサイコロにたとえるなど失礼にもほどがある、ふざけるな、というお叱りを受けるかもしれません。けれどもこれは、まったく正直な私の心境であり、原判決に対する偽らざる感想だったのです。もちろん原判決があまりに粗暴、曲論にすぎるとはいえ、私は私のわずかな見聞からしても、多くの裁判所にあっては、事実を正しく明らかにし、それに基づいて合理的な判断をするところであるということを知っています。そして今なお、そのことを信頼してもいます。

今回、浦部法穂先生に意見書（以下「浦部意見書」という）を書いていただきました。浦部意見書は、本件における被控訴人らによる私たち控訴人らに対する権利侵害の本質を截然と明らかにし、その水際だった内容は強力な説得力を伴って、私の目をあらためて開いてくれました。法律的な主張としては、この浦部意見書と控訴理由書および控訴人準備書面（2009. 5. 15）で詳しく述べられているので、それらの主張を踏まえるということで、以下、できるだけ簡潔に、私に対する不法行為に関する部分に限って、私の意見を述べたいと思います。

私の場合も、本件ＴＭへの応募は、被控訴人国（タウンミーティング事務局）に

よってちゃんと受理されており、また、本件ＴＭが２００５年８月１８日から同年１１月２７日に延期された際も、応募者が多数で抽選になった場合でも、抽選で落選しないかぎり、当日参加証を受け取ることが予定（あるいは保障）されていました。ところが私の応募受付番号の末尾が控訴人蒔田さんと同じ「５」であったために、蒔田さん排除の「巻き添え」になってしまい、私は参加することができませんでした。原審では、国が無作為の抽選をしなかった事実が明らかになり、原判決もそれを認定しています。つまり被控訴人国は、本件ＴＭにおいて、実際に抽選をする必要があったのだとしても、抽選すら行うことなく私を参加者から除外してしまったということです。けれども抽選すら受けられなかったわけですから、正確には応募者であるという資格すら奪われてしまったというべきでしょう。「参加する機会」そのものが不正に奪われてしまったということです。そのことによって、私は直接には被控訴人国による不平等な扱いを受け、タウンミーティングという民主主義にとってきわめて有意義かつ有益な場に参加する利益を失い、また、私が公共の場において行使しうる表現の自由という基本的人権を侵害されたのだと私は訴えています。もちろん本件ＴＭが、実際に応募者が多数で抽選をせざるをえない状況であって、その公正な抽選によって落選したのであれば、私は「参加する機会が奪われた」などとは言いません。

原判決は、①原告らが本件ＴＭに参加し意見を述べる権利は保障されていない。法的保護に値する利益ともいえない。②憲法２１条１項は、表現の自由を実効化するための一定の作為を求めることができることまでを意味するものではない。（１３条も同じ）。③原告松田及び原告松本については、意図して落選させたわけではないから平等権の侵害ではない。と判示しました。しかし、私はとても納得することができません。

①については、そもそもタウンミーティングとは、憲法が謳う民主主義の理念を政策において実体化したものという意味でも、極めて大きな公益を（国のみならず市民にとっても）有するものです。タウンミーティングの公益性については国も否定してはいません。タウンミーティングを提唱した当時の小泉首相は「国民との対話を通じ…国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていくこと」（2001.5.7小泉首相所信表明演説）と言い、タウンミーティング調査報告書も「タウンミーティン

グは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として始められた事業である。（タウンミーティング調査委員会調査報告書１頁）」「その基本理念は一貫して『国民との活発な対話』である。タウンミーティングは、直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実させる施策として極めて重要な施策である。『対話』という言葉から明らかなように、タウンミーティングの意義は、政府（閣僚）と国民との『双方向』のコミュニケーションという点にある。（調査報告書５８頁・國廣委員補足意見）（傍点は引用者）」とまで述べています。このことからも明らかなように、タウンミーティングに参加する権利が、参政権の一環としては、たとえ憲法に明文で保障されていなくても、憲法と民主主義の精神に照らし、そこに参加する利益は十分尊重に値するものといえるでしょうし、法的保護に値する利益だといえるのではないでしょうか。言うまでもなく、タウンミーティングは国民（市民）の意見（参加）なしには成立しえないものです。

②の表現の自由については、特に浦部意見書が明解に喝破しているところです。本件ＴＭも公共の場＝パブリックフォーラムである点は間違いなく、そこに参加する者は、生まれながらにして持つ表現の自由という基本的人権を行使することができるのは当然ですが、すでに開催が設定され、応募も受理された者が、公正な抽選を受けることもなく、また正当な理由もなく排除されたならば、それは明らかに表現の自由を侵害する行為を受けたといえるはずです。

③については、「巻き添えならばかまわない、理由なんかいらない、どうせ誰かがはずされるんだから、ささいなことだよ。」ということなのでしょうか。たとえばひとつの例として裁判の傍聴について考えてみます。私たち市民が法廷で裁判を見聞きし、あるいはメモを採る利益は故なく妨げられてはならず、尊重に値するものでしょう。しかし、傍聴希望者が多数の場合に抽選が行われるのもよく見かける光景です。抽選という方法が採られた場合には、傍聴希望者は傍聴整理券を受け取り、その後、裁判所の係官によって抽選が行われます。ここで傍聴整理券を特定の人が（正当な理由もなく）もらえないということはありません。もちろん傍聴整理券を受け取っているにもかかわらず、抽選を受けることができないということもないはずです。この抽選から特定の者を事前に排除するということも、抽選という方法が採られた以上許されることではないでしょう。あるいは抽選をすると言いなが

らも、実際には抽選をせずに担当係官の恣意で特定の者を落選させ、さらにその道連れに一部の傍聴希望者を一方的に落選させたとしたら、仮にそのような不平等な取扱いがあったとしたら、それは許されることではないでしょう。裁判を傍聴する機会そのものが不当に奪われてしまったことにはならないでしょうか。

さいごに少しだけ補足します。

言うまでもなく、相手がいなければ「対話」は成り立ちません。「①について」のところで述べたように、タウンミーティングは、それに参加する国民（市民）がいなければ成り立たないものです。裁判は、それを公開する制度に伴って私たちは傍聴することができるわけですが、裁判は仮に傍聴者がいなくても公開されていれば行うことができます。けれども「国民との対話」「直接民主主義的手法」「双方向のコミュニケーション」であるタウンミーティングは、それとは決定的に異なり、参加者不在では、そもそも成立しえないものです。言い換えれば、タウンミーティングが開催されるときには、タウンミーティングの趣旨もしくはその本質から要請された必須の構成要件として、民主主義の担い手たる市民は、そこへの参加が予定されているのであって、市民は、民主主義に関する直接の利益を主催者と一体に共有する関係にあるのだということができます。したがって、そのような利益は当然に法的保護に値するものだといえます。もちろん「開催に伴って」ついでに参加させてもらえる性質のものでないことも明らかです。そしてタウンミーティングは、今後も民主主義を実現する一形態として、さらに積極的にその意義が認められていくべきものだと考えます。

公正な抽選すら行われずに、特定の個人の排除を覆い隠すための巻き添えとして本件ＴＭから一緒に排除された私の無念は、原判決によってそれに倍するものとなってしまいました。しかし、このような判決をそのまま残すわけには絶対にいかないという痛切な思いから控訴に及んだものです。

貴裁判所によって原判決が取り消され、公正な裁判が行われることを心から願っています。

以　上